

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.6.23

SBIグローバル・バランス・ファンド

追加型投信／内外／資産複合



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託 証券(資産複合(株式・ 債券)資産配分変更型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBIグローバル・バランス・ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月22日に関東財務局長に提出しており、2026年6月23日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日
資本金:4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:7兆8,393億66百万円
(2026年3月末日現在)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>
SBIアセットマネジメント株式会社
●ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>
●電話番号 03-6229-0097
(受付時間:営業日の午前9時〜午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

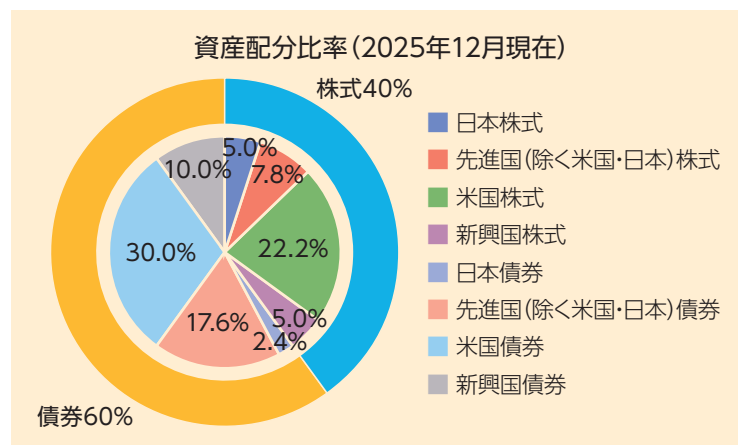
日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行います。

- 別に定める上場投資信託証券(ETF)及び投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む全世界の株式及び債券へ分散投資を行います。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
- 投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。なお、全ての資産及び投資対象ファンドに投資するとは限りません。

・投資対象ファンドの詳細については、後掲「追加的記載事項」「投資対象ファンドの概要」を参照ください。
・投資対象ファンドは、委託会社の判断により変更する場合があります。その際、投資していた投資信託証券が対象から外れたり、新たな投資信託証券を追加する場合があります。

2

基本資産配分比率は、債券60%、株式40%を基本とします。



- 各資産クラスの国・地域別投資比率[※]は、リスク・リターン之最適化等を考慮の上、決定するものとします。

※投資対象ファンドを通じて実質的に投資する割合です。

- 為替変動リスクの低減を目的として、債券運用部分については為替ヘッジを行います。

- ・本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて実質的に世界各国資産へ投資します。
- ・債券及び株式への資産配分比率は年に1回、市況見通しの変化等により、基本資産配分比率に対して±20%の範囲で見直しを行う場合があります。その場合には、各資産クラスの国・地域別投資比率を変更する場合があります。
- ・基本資産配分比率または、各資産クラスの国・地域別投資比率が想定から乖離した場合は、原則として3ヵ月に1回、想定する比率へ戻す調整を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資対象ファンドの選定及び投資比率については、ウエルスアドバイザー株式会社からの投資助言を受けます。

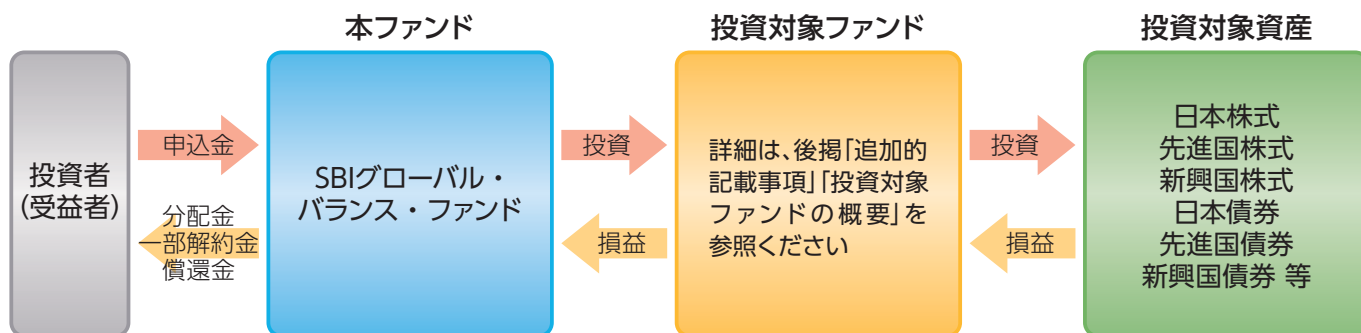
ウエルスアドバイザー株式会社

投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。
グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
契約資産残高約5,799億円(2025年12月末現在)

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※すべての資産に投資するとは限りません。

分配方針

毎決算時(毎年9月20日。休業日の場合は翌営業日とします。)に原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	- 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 - 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。 - 一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
信用リスク	一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産へ投資する場合には、円建て資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、本ファンドにおいて、債券部分は原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行います。債券部分の投資対象ファンドが投資する米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
流動性リスク	- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。 - 一般に新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。



その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

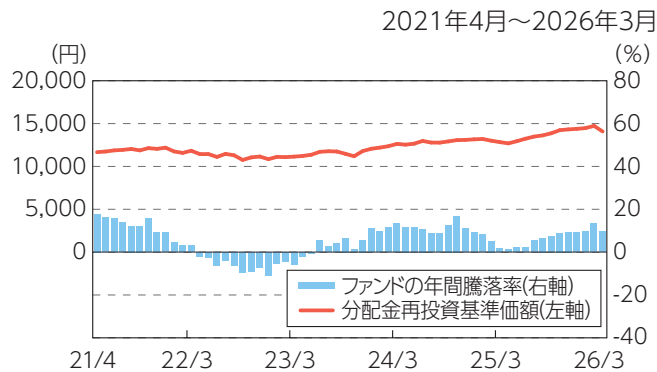
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

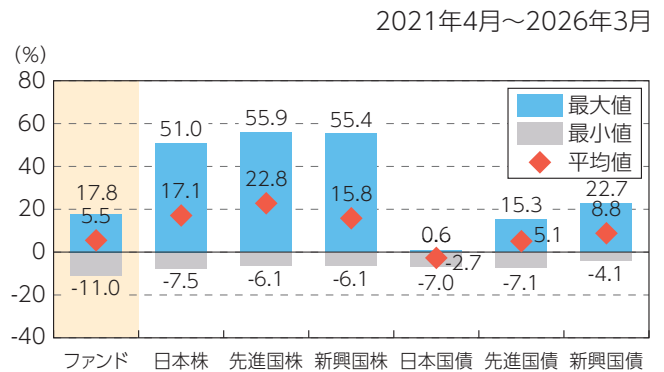


(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
 日本国債…Morningstar 日本国債指数
 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

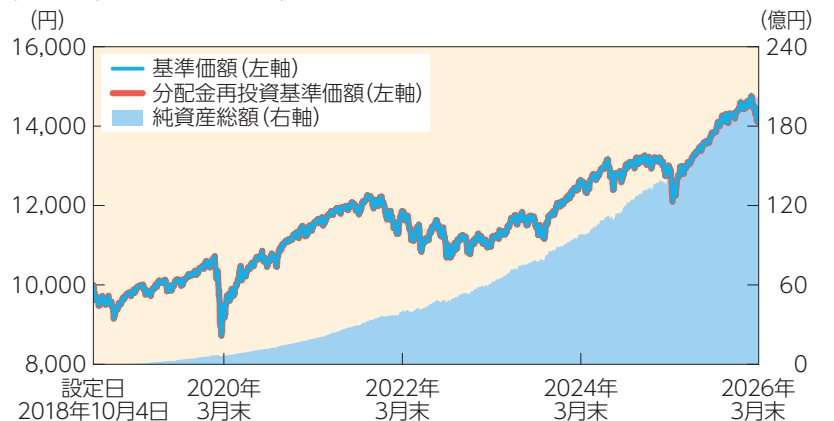
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2026年3月31日)

(設定日(2018年10月4日)～2026年3月31日)



基準価額(1万口当たり)	14,078円
純資産総額	199.8億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2021年9月21日)	0円
第4期(2022年9月20日)	0円
第5期(2023年9月20日)	0円
第6期(2024年9月20日)	0円
第7期(2025年9月22日)	0円
設定来累計	0円

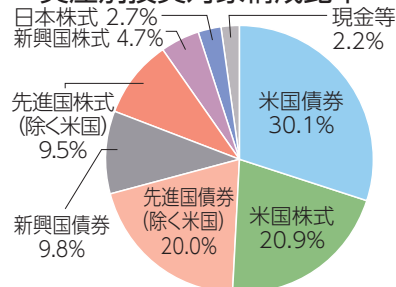
主要な資産の状況

《構成比率》

投資信託証券	97.8%
現金等	2.2%
合計	100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《資産別投資対象構成比率》



《組入銘柄》

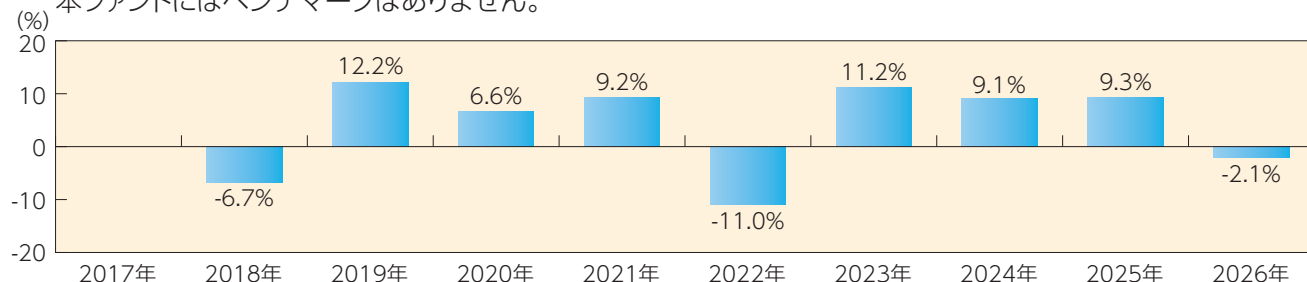
	投資信託証券の名称	比率	資産別投資対象	通貨
1	BNY Mellonコア債券ETF	30.1%	米国債券	米ドル
2	シュワブ U.S.ブロードマーケットETF	20.9%	米国株式	米ドル
3	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	20.0%	先進国債券(除く米国)	米ドル
4	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	9.8%	新興国債券	米ドル
5	State Street SPDR ポートフォリオ先進国株式(除く米国)ETF*1	9.5%	先進国株式(除く米国)	米ドル
6	State Street SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF*2	4.7%	新興国株式	米ドル
7	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	2.7%	日本株式	円

*1 SPDR ポートフォリオ・ディベロップドワールド(除く米国)ETFは、2026年1月31日付で、State Street SPDR ポートフォリオ先進国株式(除く米国)ETFへ名称変更されました。

*2 SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケットETFは、2026年1月31日付で、State Street SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETFへ名称変更されました。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2018年は設定日2018年10月4日から年末まで、2026年は年初から3月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、原則として購入・換金の受付を行いません。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年6月23日(火)～2026年12月24日(木) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:2018年10月4日)
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運 用 報 告 書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年0.209%(税抜:年0.19%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.07%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。		
投資対象とする 投資信託証券	年0.0435%程度 *基本資産配分比率に基づく信託報酬率(年)であり、実際の組入れ状況により変動します。 また、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により変動する場合があります。		
実質的な負担	年0.2525% (税込)程度 *本ファンドが投資対象とする投資信託証券等の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		
その他の費用 及び手数料	・ 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、都度ファンドから支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示できません。 ・ 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等はファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期間末または信託終了のときファンドから支払われます。なお、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2026年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年9月21日～2025年9月22日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.28%	0.21%	0.07%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理費用の比率を乗じて算出した概算値です。なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



投資対象ファンドの概要

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。すべての投資対象ファンドに投資するとは限りません。投資対象ファンドは、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外れたり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。なお、下記は2026年3月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。(基本配分比率は2025年12月現在)。

投資対象	投資対象ファンド	基本配分比率	ベンチマーク	運用の基本方針
日本株式	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	2.8%	東証株価指数 (TOPIX) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。1968年(昭和43年)1月4日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。	日本の株式市場全体の動向を示す「東証株価指数 (TOPIX)」への連動を目指すETF(上場投資信託)です。TOPIXに採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式を投資対象とします。
先進国株式 (除く米国)	State Street SPDR ポートフォリオ 先進国株式 (除く米国)ETF	10%	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。	S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国以外の先進国を所在国とする上場企業を投資ユニバースとします。
米国株式	シュワブ U.S.ブロード マーケットETF	22.2%	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国株市場全体の動きを表す株価指数です。	ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国の大型・小型株を投資ユニバースとします。
新興国株式	State Street SPDR ポートフォリオ 新興国株式 ETF	5%	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックス S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。世界の新興国株式から時価総額が1億ドル以上、年間の取引流動性の最低額が5,000万ドル以上の銘柄を投資ユニバースとします。
日本債券	MUAM 日本債券インデックス ファンド (適格機関投資家限定)	—	NOMURA-BPI総合 国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。	日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合 連動型上場投信	—	NOMURA-BPI総合 国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にNOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
先進国債券 (除く米国)	バンガード・トータル・インターナショナル債券 ETF (米ドルヘッジあり)	20%	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス (米ドルヘッジベース) グローバルな投資適格固定利付債券市場のパフォーマンスを広範に測定します。米ドル建て以外の、政府債、政府機関債、社債、及び証券化された非米国の投資適格固定利付債券で構成されています。同一の発行体(外国政府を含む)への投資に上限(20%)を設けています。組入れ証券の該当通貨の米ドルに対する為替レートの変動を相殺するため、米ドルヘッジされています。	ブルームバーグ・グローバル総合(米ドル除く) 浮動調整RIC基準インデックス (米ドルヘッジベース)のパフォーマンスへの連動を目指すETF(上場投資信託)です。米国以外の主要な債券市場全体を投資ユニバースとします。為替レートの不確実性への保護を追求する目的で、組入れ証券の該当通貨の米ドルに対するヘッジ戦略を採用していますが、あくまでも米ドルベースのヘッジ戦略であるため、日本円をベースとした投資家にとっては為替リスクを伴います。
米国債券	BNY Mellon コア債券ETF	30%	ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックス バークレイズ社が開発した指数で米国の債券市場の動向を表す債券指数です。	ブルームバーグ 米国総合トータル・リターン・インデックスに連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。米国で取引されている投資適格債券を投資ユニバースとします。
新興国債券	バンガード・米ドル建て 新興国政府債券ETF	10%	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス 新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。	ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスの価格及び利回りに概ね連動する投資成果を目指すETF(上場投資信託)です。満期が1年を超える新興市場国の政府及び政府関連発行体が発行したドル建て債券を投資ユニバースとします。



投資対象ファンドの対象指数について

■ 東証株価指数 (TOPIX)

TOPIX (東証株価指数) は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

■ S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックス (出所:S&P社)

S&Pディベロップド(除く米国)・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■ ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックス

ダウジョーンズ U.S.ブロード・ストック・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■ S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックス (出所:S&P社)

S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。

■ NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用されるETFの運用成果等に関して一切の責任を負いません。

■ ブルームバーク・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス

ブルームバーク・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)とは、グローバルな投資適格固定利付債券市場の値動きを表す指数です。ブルームバーク・インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はブルームバーク社に帰属します。

■ ブルームバーク 米国総合トータル・リターン・インデックス

ブルームバーク 米国総合トータル・リターン・インデックスとは、バークレイズ社が開発した指数で米国の債券市場の動向を表す債券指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーク社に帰属します。

■ ブルームバーク米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックス

ブルームバーク米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスとは、新興市場国政府、政府機関、及び国有企業が発行体であり残存期間が1年超の米ドル建て債券で構成される指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はブルームバーク社に帰属します。